

介護予防・日常生活支援総合事業等の実施状況

1 介護予防・生活支援サービス

(1) サービス提供事業所の指定状況【事業所】

尼崎市内の指定事業所数

	30年4月1日	令和元年10月1日
指定専門型訪問サービス	250事業所	250事業所
指定標準型訪問サービス	202事業所	205事業所
指定介護予防型通所サービス	169事業所	171事業所

＜参考＞尼崎市内の指定事業所数(令和元年10月1日時点)

指定訪問介護事業所	292事業所
指定通所介護事業所	186事業所

【総括】

- ◆ 総合事業への移行が終了した平成30年度以降、おおむね総合事業の指定を受ける事業所数は固定されていることが見受けられます。
- ◆ 身体介護を提供する専門型訪問サービスの指定を受ける事業者は全訪問介護事業所中の86%に及び、一定の参画を得られていると考えられる一方、基準緩和型である標準型訪問サービスの指定を受ける事業所は、全訪問介護事業所中の70%にとどまっています。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の利用状況

① 総合事業の利用件数

H29 年度利用件数 (H29.4～H30.3 累計)		月平均	種別合計	利用割合
介護予防訪問介護	16,202 件	1,350 件	40,143 件 平均 3,345 件	—
総合事業・訪問型サービス	23,941 件	1,995 件		—
専門型訪問サービス	4,080 件	340 件		17.0%
標準型訪問サービス (うち生活支援サポーター) (102 件)	19,861 件	1,655 件		83.0%
介護予防通所介護	9,716 件	810 件	32,101 件	—
総合事業・通所型サービス	22,385 件	1,865 件	平均 2,675 件	—

H30 年度利用件数 (H30.4～H31.3 累計)		月平均	利用割合
総合事業・訪問型サービス	36,864 件	3,057 件	—
専門型訪問サービス	3,687 件	307 件	10.0%
標準型訪問サービス (うち生活支援サポーター) (371 件)	32,997 件	2,750 件 (31 件)	90.0%
総合事業・通所型サービス	35,147 件	2,929 件	—

R 元年度利用件数 (H31.4～R 元.9 累計)		月平均	利用割合
総合事業・訪問型サービス	18,512 件	3,085 件	—
専門型訪問サービス	2,004 件	334 件	10.8%
標準型訪問サービス (うち生活支援サポーター) (258 件)	16,508 件	2,751 件 (43 件)	89.2%
総合事業・通所型サービス	18,280 件	3,047 件	—

(参考)	H29.4～H30.3		H30.4～H31.3		H31.4～R1.9	
	累計	平均	累計	平均	累計	平均
介護給付						
訪問介護	84,438 件	7,037 件	84,440 件	7,037 件	41,951 件	6,992 件
通所介護	57,551 件	4,796 件	57,624 件	4,802 件	28,783 件	4,797 件

通所型サービスの利用件数は経年的にやや増加する傾向にあります。一方訪問型サービスの利用件数は、総合事業実施以前より減少しています。

なお、介護給付の訪問介護・通所介護の利用件数はほぼ横ばいとなっています。

また、訪問型サービスに係る専門型と標準型の利用割合は、11:89 となっています。

介護予防型通所サービスにおける送迎・入浴については、利用者の要介護状態区分(事業対象者・要支援1・要支援2)により利用率が異なります。

送迎は、要支援1・2の人の9割以上が利用しているのに対し、入浴は要支援1では3割未満の利用となっています。

通所型サービスでの送迎・入浴の利用割合(平成31年4月～令和元年9月)

	利用割合	
	要支援1	要支援2
送迎	92.8%	96.8%
入浴	23.7%	45.5%

②要支援認定者等の推移(各月末日現在)

要介護度別認定者状況

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
H30.3 末	4,770 人	4,639 人	4,648 人	4,601 人	3,392 人	2,888 人	2,349 人
H31.3 末	4,990 人	4,753 人	4,761 人	4,641 人	3,522 人	2,991 人	2,370 人
R 元.9 末	5,311 人	5,044 人	4,792 人	4,723 人	3,525 人	3,116 人	2,407 人

分布割合

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
H30.3 末	17.5%	17.0%	17.0%	16.9%	12.4%	10.6%	8.6%
R 元.9 末	18.4%	17.4%	16.6%	16.3%	12.2%	10.8%	8.3%

認定者数は各区分でそれぞれ若干増加しており、後期高齢者人口の増加等にもなうものと解せます。介護度の分布については概ね同程度であり、やや要支援の割合が増加していますが、継続的な傾向がみられるかどうかは、さらに観察が必要です。

【総括】

- ◆ 訪問型サービスについては、標準型サービスの利用割合が89%と引き続き高く、身体の不自由さなどに起因することではない「生活援助」に対して高いニーズが見られます。その受け皿として、生活支援サポーター・訪問型支え合い活動(後述)による支援件数の増加が望まれますが、いずれもニーズ全体を支えるほどに十分に活動規模は拡大していません。従って、今後も当面は標準型訪問サービスに訪問介護員が従事することが必要です。
- ◆ 訪問介護員が標準型訪問サービスを提供する場合の単価については、当初平成30年度まで経過措置(専門型の90%)を設け、今年度以降専門型の80%に移行することと定めていましたが、今年度は実情に合わせて暫定的に経過措置を継続しているところです。現状でも標準型訪問サービスの指定を受ける事業所が全訪問介護事業所中の7割程度にとどまっており、単価の減がさらに参加事業所の減少につながる恐れがあること、生活支援サポーター等の活動件数を急激に増加することが見込めないことを踏まえ、当面のあいだ経過措置期間を延長していきます。

(3) 尼崎市生活支援サポーター養成研修

① 尼崎市生活支援サポーター養成研修の実施委託について

ア 受託者

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

イ 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日

※委託については、平成29年度からで平成31年度も含めた3カ年を予定

② 尼崎市生活支援サポーター養成研修の実施状況等について

ア 実施結果

H29年度(修了者数315人)

H30年度(修了者数195人)

	開催日等	修了者数
第1回	平成30年5月29日(火)から5月30日(水)	17人
第2回	平成30年6月20日(水)から6月21日(木)	14人
第3回	平成30年7月24日(火)から7月26日(木)	21人
第4回	平成30年8月25日(土)から8月26日(日)	45人
第5回	平成30年10月24日(水)から10月25日(木)	17人
第6回	平成30年11月13日(火)から11月14日(水)	22人
第7回	平成30年12月10日(月)から12月11日(火) 12月19日(水)から12月21日(金)	10人
第8回	平成31年1月23日(水)から1月25日(金)	14人
第9回	平成31年2月6日(水)、13日(水)、20日(水)、 27日(水)	29人
第10回	平成31年3月20日(水)、27日(水)	6人

R 元年度

	開催日等	修了者数
第1回	令和元年4月28日(火)から4月29日(水)	7人
第2回	令和元年6月12日(水)から6月14日(金)	6人
第3回	令和元年7月25日(木)から7月26日(金)	30人
第4回	令和元年8月24日(土)から8月25日(日)	20人
第5回	令和元年9月24日(火)から9月26日(木)	13人
第6回	令和元年10月24日(木)、29日(火)、31日(木)	8人
第7回	令和元年11月19日(火)から11月20日(水)	10人
第8回	令和元年12月10日(火)、11日(水)、19日(木)、20日(金)	4人

③ 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者の活動状況等について

研修修了者の活動状況については、養成研修の受託者が適宜調査を行うこととなり、送付したアンケートの回答等によるとこれまでに50人程度が生活支援サポーターとして就労しています。

④ 研修修了者に対する就労に向けた取り組みについて

研修終了時に事業所一覧を提供し、それぞれが自主的に活動できるようにするとともに、研修時でのハローワークからの説明に加えて研修修了者へのフォローアップ研修を行う等就労意欲の喚起を行っています。

【総括】

- ◆ 平成29年度から委託をおこない、令和元年9月末時点で586名が修了しており、養成者は徐々に増えているものの、その後の就労になかなか結びつかなかったことから、令和元年11月から修了者へのフォローアップ時に直接事業所から説明を受ける機会を設ける等、就労者数の増加に向けた取り組みを行い、7名が就労に結びついていることから、今後も継続して行っていきます。
- ◆ 令和2年度も300名の修了者の確保を目指すとともに就労の促進にあたっては、対象者の家庭で活動することへの心理的な障壁があると思われることから、ヘルパーの同行による活動支援の強化や事業所が主体的にサポーターを養成していく仕組みづくりなどの方策を検討していきます。

(4)訪問型支え合い活動

総合事業の実施に伴い、平成29年度から「訪問型支え合い活動補助事業」を実施しています。

要支援者を中心として、要介護者・虚弱な一般高齢者も対象に含めながら、家庭での家事等を援助します。

令和元年10月現在、実施団体は4団体となっています。

地域で自主的にはじまったゴミ出しの支え合い活動などに対して、生活支援コーディネーター(尼崎市社会福祉協議会に委託)が組織化をサポートすることなどにより、実施団体を増やしており、引き続き尼崎市社会福祉協議会と連携しながら地域に働きかけ、本事業の推進を図ります。

訪問型支え合い活動の実施状況

	平成 30 年 4 月～ 31 年 3 月	平成 31 年 4 月～令 和元年 9 月
実施団体数	2 団体	4 団体
利用件数	105 件	164 件

【総括】

- ◆ 市域全体を対象として活動している団体もありますが、多くは非常に小さい圏域のなかで活動を行っており、市域全体で同様の活動が行われるよう実施団体の増加を図ることが必要です。
- ◆ 国の指針のなかでも、事業対象として要支援者を中心とすることが求められていますが、現状では要介護者等のニーズが多く、そのことが運営上の支障となっています。また虚弱な一般高齢者に対しては、既存の軽度生活援助事業と内容が重複していることから、事業の整理が必要です。要介護者や虚弱な高齢者も含めて、できるだけ弾力的に運用できるよう、仕組みの検討が必要になっています。
- ◆ また本活動をサービスとしてとらえている利用者と、ボランティアとして支援を行っている提供者との間に意識のギャップがあり、そのことが提供者などの活動意欲をそぐことにつながる場面も散見されます。ボランティアの支え合いに対する啓発を進めることなどが必要です。

尼崎市訪問型支え合い活動事業 実施団体

(令和元年9月1日現在)

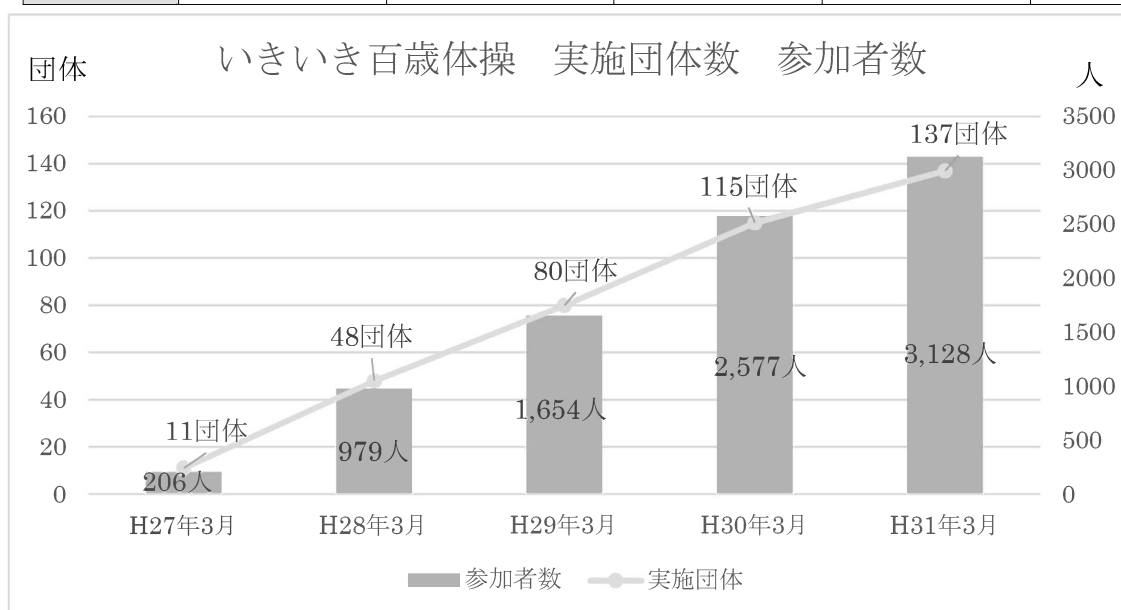
No.	団体名	代表者	支援者数	活動エリア	支援内容・利用料	連絡先	連絡受付時間													
1	阪神シルバーネットワーク	磯田 洋一	10人	立花地区(全域) ・ 園田地区(全域)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>買物</td><td rowspan="10">500円 (1時間以内)</td></tr> <tr><td>ごみ捨て</td></tr> <tr><td>掃除</td></tr> <tr><td>洗濯</td></tr> <tr><td>電球交換</td></tr> <tr><td>家具の移動</td></tr> <tr><td>大掃除</td></tr> <tr><td>代読・代筆</td></tr> <tr><td>庭木の手入れ</td></tr> <tr><td>部屋の修繕</td></tr> </tbody> </table>	内容	利用料	買物	500円 (1時間以内)	ごみ捨て	掃除	洗濯	電球交換	家具の移動	大掃除	代読・代筆	庭木の手入れ	部屋の修繕	阪神シルバーネットワーク 事務所 06-6421-4405 尼崎市塚口本町1-4-27	月～日曜日 10時～17時
内容	利用料																			
買物	500円 (1時間以内)																			
ごみ捨て																				
掃除																				
洗濯																				
電球交換																				
家具の移動																				
大掃除																				
代読・代筆																				
庭木の手入れ																				
部屋の修繕																				
2	特定非営利法人 イーライフサポートセンター	金本 芳昭	8人	中央地区(全域) ・ 小田地区(全域) ・ 大庄地区(全域) ・ 立花地区(全域) ・ 武庫地区(全域) ・ 園田地区(全域)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>買物</td><td rowspan="10">500円 (1時間以内)</td></tr> <tr><td>ごみ捨て</td></tr> <tr><td>掃除</td></tr> <tr><td>洗濯</td></tr> <tr><td>電球交換</td></tr> <tr><td>家具の移動</td></tr> <tr><td>大掃除</td></tr> <tr><td>代読・代筆</td></tr> <tr><td>庭木の手入れ</td></tr> <tr><td>部屋の修繕</td></tr> </tbody> </table>	内容	利用料	買物	500円 (1時間以内)	ごみ捨て	掃除	洗濯	電球交換	家具の移動	大掃除	代読・代筆	庭木の手入れ	部屋の修繕	特定非営利法人 イーライフサポートセンター 06-6480-7305 尼崎市南武庫之荘7-17-4	月～日曜日 10時～17時
内容	利用料																			
買物	500円 (1時間以内)																			
ごみ捨て																				
掃除																				
洗濯																				
電球交換																				
家具の移動																				
大掃除																				
代読・代筆																				
庭木の手入れ																				
部屋の修繕																				
3	ちょっと困り事 支え合いの会	内田 大造	64人	園田地区 (園田北小学校区)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>買物</td><td rowspan="10">250円 (30分ごと)</td></tr> <tr><td>ごみ捨て</td></tr> <tr><td>掃除</td></tr> <tr><td>洗濯</td></tr> <tr><td>電球交換</td></tr> <tr><td>家具の移動</td></tr> <tr><td>大掃除</td></tr> <tr><td>庭木の手入れ</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </tbody> </table>	内容	利用料	買物	250円 (30分ごと)	ごみ捨て	掃除	洗濯	電球交換	家具の移動	大掃除	庭木の手入れ			ちょっと困り事 支え合いの会 事務局(猪名寺会館) 080-9306-3596 尼崎市猪名寺1-27-7	月・木曜日 10時～15時 (活動) 月～土曜日(祝祭日除く)
内容	利用料																			
買物	250円 (30分ごと)																			
ごみ捨て																				
掃除																				
洗濯																				
電球交換																				
家具の移動																				
大掃除																				
庭木の手入れ																				
4	時友団地れいわ会	堀江 弘子	5人	武庫地区 (時友団地連合単協圏域)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ごみ捨て</td><td>0円</td></tr> </tbody> </table>	内容	利用料	ごみ捨て	0円	時友団地れいわ会 事務局 06-6432-5089	月～金曜日 9時～17時 (留守電の場合、メッセージを 入れてください。)									
内容	利用料																			
ごみ捨て	0円																			

2 一般介護予防事業

平成 26 年度から開始した「介護予防対策事業(いきいき百歳体操)」は、住民主体の介護予防活動として、地域の中で着実に広まってきています。高齢者の心身機能の改善だけでなく、地域の社会活動に参加することで地域のつながりを強め、孤立や閉じこもりを防ぎ一人ひとりがいきいきと健康に過ごせることを目指しています。

いきいき百歳体操の実施団体数・参加者数の推移(各月末日)

	H27年3月	H28年3月	H29年3月	H30年3月	H31年3月
実施団体	11団体	48団体	80団体	115団体	137団体
参加者数	206人	979人	1,654人	2,577人	3,128人



参加者の平均年齢: 78 歳

参加者の最高年齢: 101 歳(女性) 95歳(男性)

【総括】

- ◆ いきいき百歳体操の実施団体数及び参加者数は、年々伸びてきており、市内の住民主体の介護予防活動として定着してきています。
- ◆ そのような中、団体立ち上げ支援と3・6か月・1年・2年後の体操指導・効果測定の結果、バランス(TUG)や握力・片足立ちなどの身体機能について、参加者の6～7割に対して維持・改善の効果が出ていることに加え、近隣住民が誘いあって参加を促すといった引きこもり予防や参加者同士の助け合いなどの効果も表れています。
- ◆ 実施団体の立ち上がりが鈍化しつつあることから、新規グループの立ち上げやグループ継続を支援するため、地域の介護予防の取組のリーダーが様々な予防メニューを紹介、体験しあう「元気づくり工房」を今年度から開始しています。

(2) 高齢者ふれあいサロン

平成 28 年 10 月から開始した「高齢者ふれあいサロン運営費補助事業」は、身近な拠点で地域の高齢者等が交流する活動であり、事業を活用したサロンが増加してきています。

高齢者ふれあいサロン実施団体数の推移

	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月	平成 31 年 3 月	令和元年 9 月
実施団体	69 団体	97 団体	107 団体	107 団体
週 1 回以上	54 団体	77 団体	95 団体	99 団体
体操あり	52 団体	76 団体	94 団体	97 団体
体操なし	2 団体	1 団体	1 団体	2 団体
月 2 回以上 週 1 回未満	15 団体	20 団体	12 団体	8 団体
体操あり	13 団体	17 団体	10 団体	7 団体
体操なし	2 団体	3 団体	2 団体	1 団体
登録者数	1,359 人	2,125 人	2,808 人	2,538 人

【総括】

- ◆ 高齢者ふれあいサロンは、令和元年 9 月 30 日現在で、各地区 11～21 団体が活動しており、特定の地区に偏ることなく広がってきており、概ねどの地域の高齢者も徒歩で通える範囲内にサロンが設置されている状況となっています。
- ◆ しかし、各サロンの参加者の状況を見ると、居住地に偏在が見られています。すべての地域で身近なサロンに参加いただけるよう、開設情報の発信など周知を行いながら、引き続き参加者数の増加を図ります。
- ◆ またサロンの新規開設はあるものの、一方で事業終了するサロンもあることから、実施団体数が伸び悩んでいます。活動頻度が「月 2 回以上週 1 回未満」の実施団体は、補助期限が 2 年であり、補助期限とともに事業を終了するなどのことが原因です。「週 1 回以上」の実施につなげていけるよう担い手の確保などが重要であり、こうしたことから、市社会福祉協議会に配置した「生活支援コーディネーター」と連携を図り、地域の実情に合わせて取り組みを進める必要があります。

(3) 栄養・口腔機能低下予防事業

総合事業の実施に伴い、高齢者がバランスの良い食事をしっかり噛んで食べることの大切さを理解し実践することで、「低栄養」や「口腔機能の低下」を予防し、生活機能の維持向上を図ることを目的として、平成 29 年度から新たに栄養・口腔機能低下予防事業「おいしく食べよう健口教室」を健康づくり推進員とともに実施しています。

「おいしく食べよう健口教室」の概要

- ① 定期講座(対象:65 歳以上の市民、拠点型:各支所等にて実施)
内容:講話(低栄養予防、口腔ケア)と実習(調理、お口の体操)
- ② 出前講座(対象:65 歳以上の市民、派遣型:市民団体からの依頼により実施)
内容:ア「栄養・食生活」プログラム 講話(低栄養予防)
イ「お口の健康」プログラム 講話(口腔ケア)

「おいしく食べよう健口教室」の実施状況

【平成 30 年度】		回数 団体数	65 歳以上 市民参加数	健康づくり 推進員活動人数	計
定期講座		18 回	204 人	66 人	270 人
出前 講座	ア「栄養・食生活」プログラム	29 団体	555 人	24 人	579 人
	イ「お口の健康」プログラム	30 団体	630 人	26 人	656 人
	※「栄養・食生活」「お口の健康」(依頼によりアとイの内容を同時に実施)	1 団体	17 人	4 人	21 人
【平成 31 年度 4~9 月】		回数 団体数	65 歳以上 市民参加数	健康づくり 推進員活動人数	計
定期講座		7 回	109 人	32 人	141 人
出前 講座	ア「栄養・食生活」プログラム	14 団体	491 人	34 人	525 人
	イ「お口の健康」プログラム	15 団体	315 人	9 人	324 人

【総括】

- ◆ 平成 29 年 6 月から、「おいしく食べよう健口教室」を実施しています。各支所等で実施する定期講座に加えて、市民団体からの依頼により市内各所に出向く出前講座も行い、低栄養や口腔機能低下の予防啓発の場が新たに増えています。

- ◆ 地域活動の管理栄養士(栄養士)、歯科衛生士、健康づくり推進員等の市民ボランティア、介護予防に関連する専門職等を対象とした研修にも力を入れており、地域での栄養・口腔面からの介護予防活動の担い手の育成・支援にも取り組んでいます。
- ◆ 令和元年度からは、男性の参加が増加するよう男性限定の定期講座を開催し、出前講座の新規受講団体が増加するよう「いきいき百歳体操」実施グループへの立ち上げ 1 年半後の専門職支援として出前講座を位置付け、更なる取組みの充実を図っています。

3 生活支援サービス体制整備事業(包括的支援事業)

地域で高齢者を支え合うための仕組みづくりを推進するため、平成 27 年度より、厚生労働省の総合事業ガイドライン(以下「国ガイドライン」という。)に規定された「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置しています。

生活支援コーディネーターが、将来に向けて高齢者が暮らしやすい地域づくりの推進に向けて活動しています。

(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

委託法人:社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

配置方法:6地区の支部社会福祉協議会に2名ずつ計 12 名配置

(地域福祉活動専門員と兼務)

(2)多様な主体が参画した協議の場の設置・運営

国のガイドラインに規定された「協議体」が、地域ごとの特色に応じて運営できるよう、生活支援コーディネーターが中心となって、平成 27 年度から設置に向けて取り組んだ結果、平成 28 年度には、6地区の全てで設置が完了し、地域の資源情報の共有などのテーマで協議を開始しています。

なお、本市では、平成 29 年度から令和 3 年度を計画期間とする「第3期あまがさき地域福祉計画」で規定した、地域課題共有・解決ネットワークと「協議体」を一体のものとして運営していくこととしています。

① 国ガイドラインに規定された「協議体」の本市での位置付け等

ア 第1層協議体【単位:全市域】

名称:(仮称)地域福祉推進協議会

役割:市全体の課題把握・施策化等を協議

イ 第2層協議体【単位:日常生活圏域】

名称:地域福祉ネットワーク会議

役割:地域課題の共有・検討・解決を協議

② 各地区における「(仮称)地域福祉ネットワーク会議」の設置・運営状況

(平成30年度)

地区名	主な内容等
中央	「地域と専門職の関わり方」をテーマに連協などと協議。専門職を中心として構成
小田	引きこもりをテーマとして勉強会、つどい場交流会の開催
大庄	サロン交流会・支え合い研修会の開催
立花	高齢者ふれあいサロン交流会、 地域コミュニティづくりの勉強会
武庫	ボランティアの確保・育成 訪問型支え合い活動団体の開設支援
園田	園田北(仮)ちょっと困りごと支え合いの会(生活支援活動)の実施に向けた準備 防災をテーマに情報共有

【総括】

- ◆ 平成 27 年度から生活支援コーディネーターが中心となって、各地域の実情に応じた会議体の設置を進めた結果、平成 28 年度中に6地区すべてで設置が完了し、地区ごとに独自に活動を行っています。
- ◆ 協議体については地域の課題を明らかにし、そこに市民が参画することで、市民の皆さんが課題等を実感いただき、地域づくりの自主的な動きにつなげるといった効果が見込まれていますが、まだすべての協議体で効果的な市民参画ができている状況になく、生活支援コーディネーターが引き続き地域に対するさまざまな触発に努めます。